

## 放送部 規約

### <第1章 総則>

第1条 本サークルは、放送部と称し、その本部を鳥取大学におく。

### <第2章 目的>

第2条 本サークルは、放送活動を通して部員相互の親睦をはかり、本サークルの発展と、地域の発展に寄与し、部員の人間的成長を目的とする。

### <第3章 活動>

第3条 本サークルは、第2条の目的を達成するために、練習および活動を行う。

### <第4章 部員>

第4条 部員は、第2条の目的に賛同した学生で構成する。

第5条 部員は、毎月部費を納めなければならない。ただし、納入できない理由がある場合は納入を一時猶予する。期間は3ヶ月とする。

第6条 部員は、その意思により所定の手続きを得て退部することができる。

第7条 第6条に示す所定の手続きとは、退部届を部長に提出することである。

第8条 部員は、その意思により所定の手続きを得て休部することができる。

第9条 第8条に示す正規の手続きとは、休部届を部長に提出することである。そして、復部届をもって本サークルの活動に参加することができる。

第10条 部員は本規則に従わなければならない。

第11条 部員はその活動の秩序をみだしてはならない。

第12条 本サークルの活動に支障をきたすような学生、正当な理由無く長期にわたり活動に参加しないものには、部長もしくは他の部員の要求により部長が決議し、本人を除いた部員の8割の同意をもって、退部勧告を行い、除名することができる。

### <第5章 役員>

第13条 本サークルは、次の役員をおく。

部長、副部長、総務、会計

第14条 役員は、やむを得ない場合は兼務することができる。

第15条 各役員の任務は1年とし、役員の選出は総会において行われるものとする。

原則として推薦制とし、部員の2/3以上の承認により決定される。次期役員選出の総会までとする。

第16条 役員がその任務を怠ったときは、総会の決議のもとにこれを解任できる。

### <第6章 総会>

第17条 総会は、本サークルにおける最高議決機関である。

第18条 総会は、委任状を含め、部員の8割以上の出席をもって成立する。但し、委任状は、部員の1/10を超えてはならない。

第19条 総会は、部長が議長を兼任し、決議は原則として出席者の2/3以上の賛成を必要

とする。但し、委任状は決議権を有していない。

#### <第7章 部会>

第20条 部会は、総会に次ぐ議決機関である。

第21条 部会は、部長もしくは部員の要求によりこれを部長が召集することができる。

第22条 部会は、部員の2/3以上の出席をもって成立する。

第23条 部会は、部長が議長を兼任し、決議は原則として多数決の原理をとる。

#### <第8章 役員会>

第24条 役員会は年間の方針および、行事、その他の事項を審議し、サークルの運営を円滑にはかるためのものである。

第25条 役員会は、部長の名において招集することができる。

第26条 役員会は、役員の3/4以上の出席をもって成立する。

第27条 部長が役員代行として認めたものは、役員会の構成員となることができる。

第28条 部長は、必要に応じ関係者を招集することができるが、これらのものに議決権はない。

第29条 緊急に際しては、部長の決断により、役員会の決議を最終決議とすることができる。

#### <第9章 会計>

第30条 本サークルの経費は、部費、自治会からの援助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第31条 会計報告は、定期的及び、部員の要請によりこれを行う。

#### <第10章 付則>

第34条 規約改正は、総会において出席者の2/3以上の同意をもって承認される。

規約は、平成22年6月1日から施行する。